

平成27年7月31日 招集

平成27年門真市教育委員会第7回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第7回定例会
 平成27年7月31日（金）午後1時
 本館2階大会議室

日 程	事 件 番 号	件 名	ペ ー ジ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第36号	門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の申出について	1
第4	議案第37号	門真市社会教育委員の委嘱について	3
第5	議案第38号	平成28年度小学校使用教科用図書の採択について	5
第6	議案第39号	平成28年度小学校使用教科用拡大図書の採択について	7
第7	議案第40号	平成28年度中学校使用教科用図書の採択について	9
第8	議案第41号	平成28年度中学校使用教科用拡大図書の採択について	11

議案第36号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正の申出について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生省令第63号）の施行に伴い、所要の改正を行うにつき、本案を提出するもの。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第30条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員)</p> <p>第32条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (職員)</p> <p>第32条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を1人に限り、保育士とみなすことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 1～2 略 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号

門真市社会教育委員の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第2項並びに門真市社会教育委員条例(昭和39年条例第11号)第2条及び第3条の規定に基づき、門真市社会教育委員を委嘱するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

門真市社会教育委員岡田正次の退任に伴い、新たに門真市社会教育委員を委嘱するにつき、本案を提出するものである。

門真市社会教育委員名簿

任期 平成26年8月1日～平成28年7月31日

氏名	所属団体等	門真市社会教育委員条例 第2条第2項における 候補者の分類
はぎはら まさや 萩原 雅也	大阪樟蔭女子大学教授	学識経験のある者
きのした ちえこ 木ノ下 智恵子	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任准教授	学識経験のある者
よしむら あつし 吉村 烈	大阪府立門真なみはや高等学校校長	学校教育の関係者
かわさき せいこう 川崎 誠剛	門真市立小・中学校長会 (門真市立第五中学校)	学校教育の関係者
ま と としこ 脊戸 利子	門真市立小・中学校長会 (門真市立砂子小学校)	学校教育の関係者
かつら ちえこ 桂 千恵子	元大阪府立門真スポーツセンター館長	社会教育の関係者
きのした みゆき 木下 みゆき	一般財団法人 大阪府男女共同参画推進財団 統括ディレクター	社会教育の関係者
ふるかわ ひであき 古川 秀明	元門真市立中学校スクールカウンセラー	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

下線の表示のある候補者は今回新たに委嘱する方です。

議案第38号

平成28年度小学校使用教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第14条、並びに同法施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項の規定に基づき、平成28年度小学校使用教科用図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

市立小学校において使用する平成28年度使用教科用図書については、政令の定める期間、平成26年度と同一の教科用図書を毎年度採択する必要があるため、本案を提出するものです。

平成28年度使用小学校用教科用図書

種 目	発 行 者 名	書 名
国 語	光村図書出版株式会社	国語
書 写	日本文教出版株式会社	小学書写
社 会	東京書籍株式会社	新編 新しい社会
地 図	東京書籍株式会社	新編 新しい地図帳
算 数	日本文教出版株式会社	小学算数
理 科	株式会社 新興出版社啓林館	わくわく理科 わくわく理科 プラス
生 活	株式会社 新興出版社啓林館	わくわく せいかつ せいかつ たんけんブック いきいき せいかつ
音 楽	株式会社 教育芸術社	小学生の音楽
図画工作	日本文教出版株式会社	図画工作
家 庭	東京書籍株式会社	新編 新しい家庭
保 健	株式会社 学研教育みらい	新・みんなの保健

議案第39号

平成28年度小学校使用教科用拡大図書の採択について

学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第5項の規定に基づき、平成28年度小学校使用教科用拡大図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成28年度使用教科用拡大図書については、市立小学校において視覚障がいのある児童が使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書として採択する必要があるため、本案を提出するものである。

平成28年度小学校使用教科用拡大図書

種目	使用学年
国語	3
書写	3
社会	3
算数	3
理科	3
音楽	3
図画工作	3
保健	3

種目	使用学年
国語	6
書写	6
社会	6
地図	
算数	6
理科	6
音楽	6
図画工作	
家庭	
保健	

議案第40号

平成28年度中学校使用教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第14条、並びに同法施行令（昭和39年政令第14号）第14条第1項の規定に基づき、平成28年度中学校使用教科用図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求める。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

市立中学校において使用する同一の教科用図書を採択する期間が平成28年3月31日をもって満了するため、本案を提出するものである。

平成28年度中学校使用教科用図書一覧

種目	発行者	書名
国語	東京書籍株式会社	新編 新しい国語
	学校図書株式会社	中学校国語
	株式会社 三省堂	現代の国語
	教育出版株式会社	伝え合う言葉 中学国語
	光村図書出版株式会社	国語
書写	東京書籍株式会社	新編 新しい書写
	学校図書株式会社	中学校 書写
	株式会社 三省堂	現代の書写
	教育出版株式会社	中学書写
	光村図書出版株式会社	中学書写
社会 (地理的分野)	東京書籍株式会社	新編 新しい社会 地理
	教育出版株式会社	中学社会 地理 地域にまなぶ
	株式会社 帝国書院	社会科 中学生の地理 世界の姿と日本の国土
	日本文教出版株式会社	中学社会 地理的分野
社会 (歴史的分野)	東京書籍株式会社	新編 新しい社会 歴史
	教育出版株式会社	中学社会 歴史 未来をひらく
	株式会社 清水書院	中学 歴史 日本の歴史と世界
	株式会社 帝国書院	社会科 中学生の歴史 日本の歩みと世界の動き
	日本文教出版株式会社	中学社会 歴史的分野
	株式会社 自由社	新版 新しい歴史教科書
	株式会社 育鵬社	[新編]新しい日本の歴史
社会 (公民的分野)	株式会社 学び舎	ともに学ぶ人間の歴史
	東京書籍株式会社	新編 新しい社会 公民
	教育出版株式会社	中学社会 公民 ともに生きる
	株式会社 清水書院	中学 公民 日本の社会と世界
	株式会社 帝国書院	社会科 中学生の公民 より良い社会をめざして
	日本文教出版株式会社	中学社会 公民的分野
	株式会社 自由社	新しい公民教科書
地 図	株式会社 育鵬社	[新編]新しいみんなの公民
	東京書籍株式会社	新編 新しい社会 地図
数 学	株式会社 帝国書院	中学校社会科地図
	東京書籍株式会社	新編 新しい数学
	大日本図書株式会社	新版 数学の世界
	学校図書株式会社	中学校数学
	教育出版株式会社	中学数学
	株式会社 新興出版社啓林館	未来へひろがる数学 未来へひろがる数学MathNaviブック
	数研出版株式会社	中学校数学
理 科	日本文教出版株式会社	中学数学
	東京書籍株式会社	新編 新しい科学
	大日本図書株式会社	新版 理科の世界
	学校図書株式会社	中学校科学
	教育出版株式会社	自然の探究 中学校理科
音 楽 (一般)	株式会社 新興出版社啓林館	未来へひろがるサイエンス 未来へひろがるサイエンス マイノート
	教育出版株式会社	中学音楽 音楽のおくりもの
音 楽 (器楽合奏)	株式会社 教育芸術社	中学生の音楽
	教育出版株式会社	中学器楽 音楽のおくりもの
美 術	株式会社 教育芸術社	中学生の器楽
	開隆堂出版株式会社	美術
	光村図書出版株式会社	美術
保健体育	日本文教出版株式会社	美術
	東京書籍株式会社	新編 新しい保健体育
	大日本図書株式会社	新版 中学校保健体育
	株式会社 大修館書店	保健体育
技術・家庭 (技術分野)	株式会社 学研教育みらい	新・中学校保健体育
	東京書籍株式会社	新編 新しい技術・家庭 技術分野
	教育図書株式会社	未来を創る Technology
技術・家庭 (家庭分野)	開隆堂出版株式会社	新技術・家庭 技術分野
	東京書籍株式会社	技術・家庭 (技術分野)
	教育図書株式会社	新編 新しい技術・家庭 家庭分野
英 語	開隆堂出版株式会社	自立と共生を目指して
	東京書籍株式会社	新技術・家庭 家庭分野
	学校図書株式会社	技術・家庭 (家庭分野)
	株式会社 三省堂	NEW HORIZON English Course
	教育出版株式会社	SUNSHINE ENGLISH COURSE
	光村図書出版株式会社	TOTAL ENGLISH
	株式会社 三省堂	NEW CROWN ENGLISH SERIES New Edition
教育出版株式会社	ONE WORLD English Course	
光村図書出版株式会社	ONE WORLD English Course Essentials	
光村図書出版株式会社	COLUMBUS 21 ENGLISH COURSE	

議案第41号

平成28年度中学校使用教科用拡大図書の採択について

学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号並びに義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第1項及び第5項の規定に基づき、平成28年度中学校使用教科用拡大図書を採択するにつき、教育委員会の議決を求めらる。

平成27年7月31日 提出

門真市教育委員会教育長 三宅 奎介

提案理由

平成28年度使用教科用拡大図書については、市立中学校において視覚障がいのある生徒が使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書として採択する必要があるため、本案を提出するものである。

平成28年度中学校使用教科用拡大図書

種目	使用学年
国語	1
書写	1
社会	1
地図	1
数学	1
理科	1
音楽	1
美術	1
技術・家庭	1
保健体育	1
英語	1

